



いじめ対策の「い・ろ・は」 1号

令和4年8月 発行 岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

近年の「いじめ」は、発見が困難な SNS 等によるネットいじめや、いじめをきっかけに自ら命を絶ってしまう事案の発生など、多様化・深刻化しており、これまで以上にいじめ問題に対する基本認識の徹底、いかなるいじめも見逃さない対応の強化が求められています。

そうした中で、各学校のいじめ対策を進めていく際の一助となるよう、このたび「いじめ対策の「い・ろ・は」」を作成しました。今後もいじめ対策に関する話題を提供していきますので、ご活用ください。

★ 今回のトピック 「いじめの定義」

平成23年10月、滋賀県大津市の自死事案を機に、社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備することを目的として、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定されました。

いじめ防止対策推進法

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ対策「定義」についての Q&A

Q：「苦痛を感じている」ことが疑われる状況であっても、それは「いじめ」になるのですか？

いじめに当たるか否かは、被害者の立場に立ち、「学校いじめ防止基本方針」等に基づいて組織で判断し、対応を検討する必要があります。（法第22条参照）

A：はい。法では、児童等が「心身の苦痛を感じているものを「いじめ」と定義しています。疑いの段階であっても、いじめとして認知し、適切な措置を、学校いじめ対策組織を活用して行うことが必要です。

Q：なぜ、疑いの段階でも、認知する必要があるのですか？

A：積極的に認知を行い、早期に対応する理由は、見逃し・見過ごしが生じ、重大な事態に陥らないようにするためです。学校が目指すべきは、「いじめゼロ」ではなく、「いじめ見逃しゼロ」、「いじめの重大事態ゼロ」です。

Q：「いじめの認知件数」について、どのようなケースまで報告する必要がありますか？

A：「いじめの認知件数 = 子どものつらい思いに寄り添った数」

いじめを認知することは、友達等との関係でつらいと感じている子どもへ寄り添うことと言い換えることができ、そうした先生方が日常的に実践されている子どもたちへの関わりを記録し、「いじめの認知件数」として報告するようになります。

※ いじめを認知できたことは「寄り添い」の第一歩であり、上記に含まれると考えられます。

まずは、いじめ問題についての基本的な認識・理解を進め、その上で、子どもたちの気持ちに寄り添った関わりを、さらに充実させていきましょう。そして、岡山県のすべての学校・先生で「いじめ見逃しゼロ」、「いじめの重大事態ゼロ」を目指していきましょう！

※校内研修等で、ご活用ください。

〔手順例〕 ①事例の提示、②事例の検討・協議、③対応例の説明・確認、④Pointの説明、⑤まとめ

★ ミニ研修：いじめとして対応すべきだが、本人や保護者に対応を断られたら・・・

〔事例〕

個人懇談の際、小学6年男子Aの母親から、Aが同級生の男子B、C、Dから下校中に冷やかしの言葉を浴びせられ、また、学校で、BがAの靴のかかを繰り返し踏もうとしたと訴えがあった。担任はすぐに対応したいと母親に伝えたが、本人が「自分の力で仲良くなるから、先生に言わないでほしい」と強く言っているため、対応しないでほしいとのことであった。

〔対応例〕

①担任は、懇談後、すぐに「学校いじめ対応委員会」に報告し、対応を行った。

→本日中に対応した方がよいとの判断となり、母親に電話連絡を行い、その旨を伝えた。

→母親は「本人の意思を尊重したいので、対応はしないでほしい」とのことであったため、担任は「今後、家庭で落ち込んでいる様子が見られたり、学校でいじめと捉えられる様子を発見したりすれば、すぐに対応する」と伝え、母親の了承を得た。

※「自分の力で仲良くなるから・・・」とあるが、大人に知らせているという段階で、すでに本人の力では解決が難しく、言葉とは逆にSOSを出しているという認識が必要である。

※母親から本人へ「担任には知っておいてもらおう」と説得してもらうなど、Aが安心して過ごすことのできる環境をつくる提案なども効果的だと考えられる。

②担任は「学校いじめ対応委員会」での協議を受けて、全教職員に、本件の概要、注意して見守ってほしいことを伝え、学校として組織的に対応していくことの共通理解を図った。

職員会から二日後、BがAの上靴のかかを踏もうとしているところを他クラスの担任が発見し、すぐに担任に伝えた。

③他クラスの担任からの報告ののち、すぐにAへ事実確認のため、聴き取りを行った。

④Aからの聴き取りをもとに、Bへの聴き取りを行った。

→Aへの関わりについて、Bへ詳細を確認する中で、CやDの名前も出てきた。

⑤Aに対して、CやDの関わりを確認し、その後、CとDについても聴き取りを行った。

→④、⑤について、4人の話が一致していることを確認できた。また、その他、いじめに関わる情報は確認できなかった。

⑥4人を集め事実関係を確認し、今回の問題点や人間関係の築き方について指導を行った。

⑦担任は、4人すべての家に訪問し、本件の概要と指導内容を伝えた。

→加害側3人は保護者とともにAの家に行って謝罪を行い、Aも保護者も受け入れている。

Point① チーム対応の必要性

学校いじめ対応委員会への報告や話し合いが、担任の抱え込みを防いだ。また、全教職員での情報共有が、担任以外の教師によるいじめの行為の発見につながった。

Point② 対応についての保護者との連携

母親の意向を尊重しつつも、何かあればすぐに対応するという姿勢で見守ったことが、事態が深刻化する前に指導することにつながった。

謝罪や話し合いの成立を持って**安易に解決したとせず、解消まで見守り（少なくとも3か月）、いじめに係る行為が止み、心身の苦痛を感じていないことや、新たなトラブルにつながっていないかを確認**する必要があります。